

令和3年第1回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

令和3年1月21日 開会

}

令和3年1月21日 閉会

吉田町議会

令和3年第1回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (1月21日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○議事日程の報告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○議案第1号、議案第2号の一括上程、説明	2
○報告第1号の報告	6
○議案第1号の質疑、討論、採決	8
○議案第2号の質疑、討論、採決	9
○町長挨拶	10
○議長挨拶	10
○閉会の宣告	11

開会 午前 9時00分

○議長（増田剛士君） 本日ここに令和3年第1回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

議員の皆様には、3月議会を前にして寧日なき日々をお送りのことと拝察申し上げます。

お忙しい中にもかかわらず、貴重な時間を割かせて本当申し訳なく思っておりますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（増田剛士君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから令和3年第1回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（増田剛士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、5 番、平野 積君、6 番、山口一博君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（増田剛士君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎議案第 1 号、議案第 2 号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 続いて、会議規則第 35 条の規定により、日程第 3、第 1 号議案及び日程第 4、第 2 号議案の 2 議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和 3 年第 1 回吉田町議会臨時会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項の承認について 1 件、補正予算について 1 件の合計 2 件でございます。

それでは、各議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第 1 号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 10 号）について）でございます。

本議案は、介護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための国の PCR 検査助成事業の内示を受け、早急に事業を実施する必要があることから、その経費といたしまして令和 2 年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 120 万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 155 億 5,837 万 2,000 円とする補正予算を、本年 1 月 8 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同法同条第 3 項の規定により御報告させていただき、御承認を得ようとするものでございます。

第 2 号議案は、令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 11 号）についてでございます。

本議案は、令和 2 年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,469 万 8,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 156 億 5,307 万円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が上程をいたします議案の概要でございます。

各議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

初めに、企画課長。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第1号議案及び第2号議案につきまして御説明申し上げます。

それでは、初めに、第1号議案、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度吉田町一般会計補正予算（第10号）について）の内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページ及び別冊となっております令和2年度吉田町一般会計補正予算（第10号）並びに令和2年度吉田町一般会計補正予算（第10号）に関する説明書を御覧いただきたいと存じます。

この補正予算（第10号）の内容でございますが、この補正予算は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、重症化のリスクが高いとされます高齢者等が利用する介護施設等での感染及び感染拡大を防止するため、国の補助事業を活用し、近隣市町と連携をして介護施設等の新規入所者及び従事者に対してPCR検査費用に係る補助金を交付することにより、施設内でのクラスター発生を防止しようとするものでございます。

今回、令和3年1月6日付で、国の新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業の内示を受けましたことから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び迅速な支援のため、予算措置したものでございます。補正予算でございますので、本来は議会の議決をいただいて成立させるべきものではございますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業でもあり、また迅速に支援を行うため、議会を開催していただくいとまがない中での対応をせざるを得ない状況が生じたので、議案書の2ページにございますとおり、令和3年1月8日付をもちまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊の令和2年度吉田町一般会計補正予算（第10号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億5,837万2,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細につきまして、別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和2年度吉田町一般会計補正予算（第10号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

14 款国庫支出金につきましては、50 万円の増額でございます。これは 2 項 3 目衛生費国庫補助金におきまして、疾病予防対策事業費等補助金（検査助成事業）50 万円を計上するものでございます。補助対象は介護施設等の新規入所者に対する P C R 検査費用分で、補助率は 2 分の 1 でございます。

次に、18 款繰入金につきまして、70 万円の増額でございます。これは 2 項 1 目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございまして、財政調整基金から 70 万円を繰り入れさせていただくものでございます。これによりまして、補正予算（第 10 号）時点における令和 2 年度末の財政調整基金の見込残高は、13 億 6,538 万 9,000 円となります。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4 ページを御覧ください。

4 款衛生費につきましては、120 万円の増額でございます。これは 1 項 2 目予防費におきまして、感染拡大防止事業費について、介護施設等での新型コロナウイルス感染症の感染及び感染拡大を防止するため、P C R 検査費用に係る補助金といたしまして介護施設等新規入所者検査費補助金を 100 万円、介護施設等従事者検査費補助金を 20 万円、それぞれ計上するものでございます。

この補助事業の対象者は、新規入所者と介護施設等の従事者が対象となります。新規入所者とは、町内在住の 65 歳以上の高齢者の方で、1 月 8 日以降に特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護施設等に新たに入所される方をいい、介護施設等の従事者とは、町内の介護施設等に勤務する施設職員で、1 月 8 日以後に業務に必要な研修や資格取得のために県外へ移動した方をいいまして、新規入所者及び介護施設等従事者のそれぞれが P C R 検査を希望し、受診した場合に補助対象者となるものでございます。

補助金の助成額は、新規入所者にあつては 2 万円が上限、従事者にあつては 1 万円が上限で、助成は 1 人につき 1 回までとなります。

実施期間は、令和 3 年 1 月 8 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間となるものでございます。

以上が第 1 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 10 号）について）の内容でございます。

続きまして、第 2 号議案 令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 11 号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 11 号）の 1 ページを御覧ください。

まず、第 1 条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,469 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 156 億 5,307 万円とするものでございます。

また、第 2 項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

以上が今回の補正予算（第 11 号）の内容でございますが、この補正予算（第 11 号）は、新型コロナウイルス感染症の追加対策のほか、ふるさと納税の増額に係る予算を計上するものでございます。

それでは、引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和 2 年度吉田町一般会計補正予算（第 11 号）に関する説明書の 3 ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

14 款国庫支出金につきましては、469 万 8,000 円の増額でございます。これは 2 項 3 目衛生費国庫補助金におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 469 万 8,000 円を計上するものでございます。なお、これは歳出の 4 款 1 項保健衛生費の 2 目予防費に計上いたしました会計年度任用職員人件費及び新型コロナウイルスワクチン接種事業費に充当するものでございます。

なお、今回の補助額は現時点で国から示されている上限額となるものでございますが、ワクチン接種に係る国の補助額につきましては、現在審議中の国の令和 2 年度第 3 次補正予算案の成立後、追加の補助額が示されてくるものとなります。

続きまして、17 款寄附金につきましてはでございます。9,000 万円の増額でございます。これは 1 項 2 目ふるさとよしだ寄附金におきまして、実績から年度寄附額を算定したところ、一般寄附額につきましては 6,750 万円、指定寄附金につきましては 2,250 万円、計 9,000 万円を見込むことができますことから、今回増額するものでございます。

今回の増額につきましては、令和 2 年度当初予算におきまして 6 億 3,000 万を見込んでおりましたが、4 月当初から対前年同月比を上回る御寄附をいただき、さらに 12 月末日に向けて寄附額が増加し、12 月の一月で対前年同月比の 1.23 倍に当たる 2 億 2,891 万円の御寄附をいただいております。これによりまして 12 月末日までの寄附額は 6 億 6,277 万 5,000 円となり、さらに 1 月分も昨年度同期を上回る御寄附をいただいている状況でありますことから、今回補正予算としまして 9,000 万円を追加し、ふるさとよしだ寄附金の計を 7 億 2,000 万円にするものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4 ページを御覧ください。

2 款総務費につきましては、4,652 万円の増額でございます。これは 1 項 6 目企画費におきまして、歳入で御説明させていただきましたふるさとよしだ寄附金の増額に対応します費用を計上するものでございます。

このうち今回の補正では、当初予算計上額を含めまして 12 月末までの実績と 1 月から 3 月までの見込額を再算定した結果、ふるさと納税に係る返礼品代と配送料を含めました 7 節のふるさと納税謝礼代に 3,828 万円及びポータルサイト等への業務委託料となります 12 節のふるさと納税推進業務委託料に 824 万円をそれぞれ追加するものでございます。これによりまして、ふるさと納税制度に係る対象事務経費は、当初予算計上額と今回の補正予算額を含め 3 億 5,783 万円となりますが、この経費の総額は、国が示す制度基準でありますふるさと納税制度に係る事務経費は寄附総額の 50%以内とするという基準を満たしているもので、経費の比率としましては 49.7%となっております。

続きまして、3款民生費につきましては、79万7,000円の増額でございます。これは1項4目老人福祉費におきまして、社会福祉施設管理事業費について、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして接触機会の低減及び感染拡大の防止を図るため、老人デイサービスセンターにおける入浴用のバスリフトに係る福祉機器類79万7,000円を計上するものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

4款衛生費につきましては、943万2,000円の増額でございます。これは1項2目予防費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る経費として会計年度任用職員人件費に32万7,000円、また6ページにございます新型コロナウイルスワクチン接種事業費を910万5,000円それぞれ計上するものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種が迅速かつ円滑な接種に向けた体制を整備するため、予防接種台帳システム等のシステム改修をはじめ人的体制の整備、クーポン券の発送準備等のワクチン接種の準備に資する事務経費を計上するものでございます。

なお、歳入のところでも申し上げましたが、現在、国において第3次補正予算案の審議を行っているところでございます。このため国の第3次補正予算が成立した後に、ワクチン接種のクーポン券等の発送費用、ワクチン接種の委託費用などをはじめ相談窓口の設置・運営に係る経費などワクチン接種の実施に必要な経費について、別途予算計上させていただくこととなりますので、御承知おきくださるようお願いいたします。

続きまして、7ページを御覧ください。

13款諸支出金につきましては、3,794万9,000円の増額でございます。これは2項1目基金費におきまして、まず財政調整基金費については、今回の補正に際し、すぐに事業の財源とすることのない収入1,544万9,000円を財政調整基金に積み立てるための増額でございます。これによりまして、令和2年度末における財政調整基金の見込残高は、13億8,083万8,000円となるものでございます。

また、ふるさとよしだ寄附金基金費につきましては、ふるさとよしだ寄附金基金に2,250万円の積立てを行おうとするものでございます。なお、この財源となりますのは歳入の17款1項2目ふるさとよしだ寄附金に計上させていただきました指定寄附金でございます。これによりまして、令和2年度末のふるさとよしだ寄附金基金の見込残高は、2億4,651万1,000円となります。

以上が第2号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第11号）についての内容でございます。

企画課からは、第1号議案及び第2号議案の2議案につきまして御説明をさせていただきました。御審議のほど、よろしく御説明申し上げます。

○議長（増田剛士君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

◎報告第1号の報告

○議長（増田剛士君） 日程第5、法令に基づく報告を行います。

第1号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）報告を行います。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、1件の報告事項につきまして御説明申し上げます。

第1号報告は、専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）でございます。

議案書の4ページから6ページまでを御覧いただきたいと存じます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき議会に御報告させていただくものでございます。

今般、御報告させていただく専決処分した事項は、物損事故による損害賠償の額を定めることに係る2事案でございます。

議案書の5ページを御覧ください。

1事案目は、令和2年12月16日に専決処分したものでございます。

相手方は、御覧の方でございます。

事故の概要としましては、令和2年10月10日午前2時ごろ、吉田町神戸地内の町道富士見東名線を相手方車両が走行中に道路の陥没に落輪し、前輪のタイヤ及びホイールを損傷したものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は5万6,318円、過失割合は町が100%、相手方がゼロ%でございます。

損害賠償の額でございますが、5万6,318円でございます。

この損害賠償の額につきましては全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額負担されるものでございます。

続きまして、2事案目でございます。

議案書の6ページを御覧ください。

こちらは、本年1月7日に専決処分したものでございます。

相手方は、御覧の方でございます。

事故の概要としましては、令和2年10月13日午前5時20分頃、吉田町大幡地内の町道大幡大井川線を相手方車両が走行中に道路の陥没に落輪し、前輪のタイヤを損傷したものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は2万1,120円、過失割合は町が30%、相手方が70%でございます。

損害賠償の額でございますが、6,336円でございます。

この損害賠償の額につきましては全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額負担されるものでございます。

なお、道路の安全管理につきましては、従前から週1回の道路パトロールを実施してまいりましたが、今回の道路陥没による事故を受け、対応策といたしましては道路パトロールの実施回数を増やし、特に雨の多い時期や台風シーズンなどはパトロールの強化を図りながら事象の早期発見、早期復旧を行い事故防止に努めてまいります。

さらには、交付金を活用した舗装修繕事業を引き続き実施することで事故につながる事象をなくし、安心して通行していただけるよう管理してまいります。

以上が総務課からの報告事項の1件でございます。

○議長（増田剛士君） 報告が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9時26分

再開 午前11時14分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第3、第1号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度吉田町一般会計補正予算（第10号）について）を議題といたします。

これから第1号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出の質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましても、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら全般にわたり特に質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
以上で第1号議案についての質疑を終わります。
これから第1号議案について討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第4、第2号議案 令和2年度吉田町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。
これから第2号議案についての質疑を行います。
質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に質疑を行いたいと思います。
初めに、歳入全体についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、歳出に入ります。
2款総務費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、3款民生費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、4款衛生費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。
次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

次に、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら全般にわたり特に質疑を許可しますが、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

以上で第2号議案についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

○議長（増田剛士君） 以上で令和3年第1回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、お忙しい中、臨時会としてまた皆さんの貴重な時間を割いていただきまして、本当にありがとうございました。

また、貴重な御意見等々もありましたので、今後の行政運営に生かしたいと思っております。ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（増田剛士君） 本臨時会におきましては、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。

これも、議員各位の終始、極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（増田剛士君）　これで、令和3年第1回吉田町議会臨時会を閉会といたします。
御協力ありがとうございました。

閉会　午前11時18分